

142

(B) 臨時資金調整法令ノ改正

(1) 敷地面積、建坪及使用勞務者數ニ依ル制限ノ追加

敷地面積若ハ建坪一定坪數(例ヘバ敷地面積三百坪)以上又ハ建坪

常時使用勞務者一定數(例ヘバ三十人)以上ノ工場等ノ新、増

設ハ許可ヲ受スルモノトスルコト

(理由)

1 現行法ハ金額ノミヲ以テ要許可ノ限度ヲ定メ居ル爲、其ノ限

界ノ捕捉困難ニシテ脱法、違法行爲誘發ノ一因ヲ爲シツ、ア

ルノミナラス、同一規模ノ工場等ノ建設ニ付其ノ敷地、建物

等ヲ購入スルト賃借スルトニ依リ許可限度ニ著シキ差異ヲ生

ズル等ノ缺點アルヲ以テ右改正ニ依リ之ヲ補正セントス

2 國土計畫上要求セラルベキ「工場統制地域」内ニ於ケル工場

等ノ新、増設抑制ノ爲面積ニ依ル要許可ノ限度ヲ定メントス

143

(四) 地方廳等ノ土木工學ノ統制

地方廳、自治團體等ガ工場地帯建設ノ目的ヲ以テ水面ノ埋立河川、運河又ハ港湾ノ改修等ノ土木工學ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ豫メ本法ノ主務大臣ニ協議スルモノトスルコト

(理由)

工學着手後ニ資材其ノ他ノ關係ヨリ工場ノ建設ガ許可セラレザルニ至ル等ノコト無カラシメントス

(イ) 免許可限度ノ引下

1 資本金二十萬圓ノ限度ヲ五萬圓程度ニ引下グルコト

(理由)

設備資金五萬圓ノ限度ニ對シ第一回拂込四分ノ一ノ原則ヨリスレバ資本金二十萬圓ノ限度ハ妥當ナルモ近時ハ第一回全額拂込ニテ設立スルモノ相當多キ(特ニ資本金少額ノ會社ニ多シ)ノミナラズ所謂資本金十八萬圓、十九萬五千圓等ノ會社設立ニ依ル脱法、違法行爲ノ事例尠カラサルニ鑑ミ右改正ニ依リ之ヲ防止セントス

244

2. 資本金三十萬圓以下ノ會社（個人ニ在リテハ當該事業ニ對スル
投下資金三十萬圓以下ノモノ）ニ付テハ設備資金ノ要許可限度
ヲ三萬圓程度ニ引下グルコト

(二) 自治調整ノ廢止

現主臨時資金調整法ノ規定ニ依ル許可ノ下ニ金融機關ガ設備資金
ノ附ニ付行ヒツツアル自治調整ハ即時之ヲ廢止スルモノトス

(一) 由

1. 業種ノミニ依リ自由貸附ノ限度ヲ區分シ、技術程度、資材關係
等ノ考慮ヲ缺クコト

2. 金融機關ニ於テハ右諸點ノ判斷困難ナルコト

3. 金融機關ヨリノ借入以外ノ方法ニ依リ資金調達ヲ爲ス者トノ間
ニ著シキ不均衡ヲ生ズルコト

4. 金融機關ヨリノ借入ニテ設備ヲ爲シ後日其ノ返済ノ爲、拂込、
増資等ヲ申請セラレタル場合之ヲ抑制スルハ事實上困難ナル爲

145

(参考)

結局二重ニ資金調整ノ趣旨ヲ冒サル、コト
 5 右各號ノ弊害ハ時局ノ緊迫化ニ鑑ミ最早放置ヲ許ササルコト

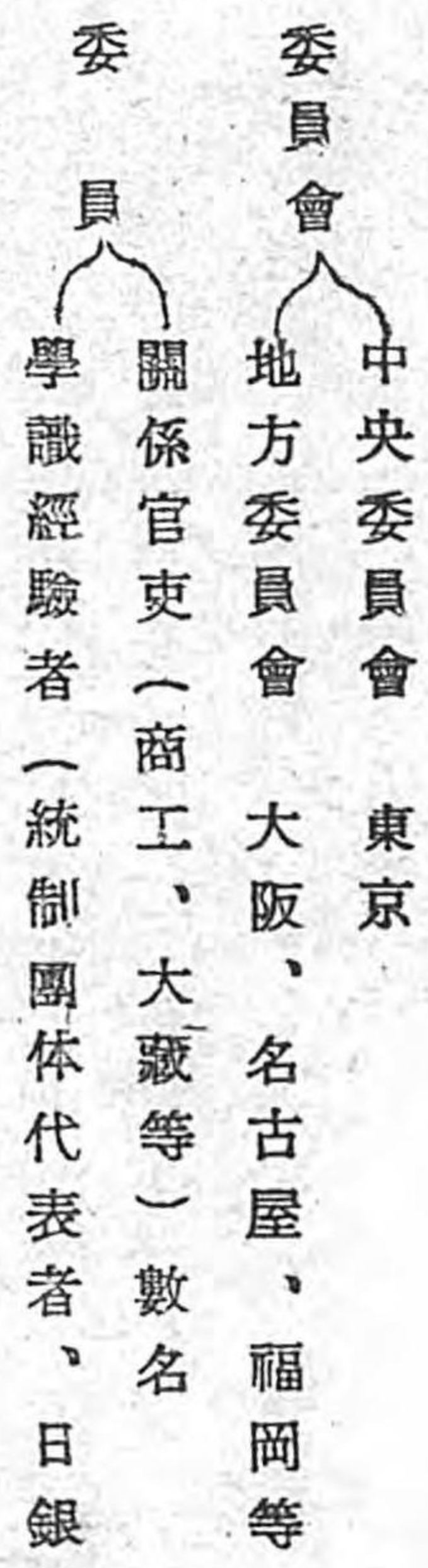
事務分類	自治調整ノ限度	金融機關限	日銀限
甲ノ(イ)	一件	五十萬圓迄	一口又ハ數口 三百萬圓迄
乙ノ(ロ)	二十萬圓	二百萬圓	二百萬圓
乙ノ(イ)	十萬圓	百萬圓	五十萬圓
丙ノ(ハ)			三十萬圓

746
(4) 臨時資金審査委員會ノ擴充

1 目的

各金融機關ト緊密ナル連絡ヲ採リ一定金額以上ノ産業資金一設備資金及運轉資金一ノ貸出及回收ニ付當該産業ノ實狀、資材一設備用及運轉用一ノ需給關係等ヲ勘案シ重點主義ニ基ク迅速ナル資金供給ノ指導ヲ行ハントス

2 組織



3 運用

中央委員會ハ大体ニ於テ現行臨時資金審査委員會ノ事務ヲ其ノ儘引繼グモノトシ事務ノ輕微ナルモノ及運轉資金ノ統制ニ付テハ別ニ學識經驗者ヲ以テスル特別委員會ヲ設ケ中央委員

247

比率%	計	六月	五月	四月	
14,	23	9	5	9	樽小
04,	8	1	6	1	館函
06,	11	5	2	4	田秋
06,	11	1	1	9	島福
04,	7	3	3	1	瀉新
53,5	865	283	318	264	京東
01,	2	1		1	本松
1,7	29	12	0	7	澤金
5,9	95	27	39	29	屋古名
1,4	23	7	11	5	都京
18,9	306	87	122	97	阪大
5,3	85	32	27	26	戸神
0,2	4	1	1	2	江松
0,8	13	8	4	1	山岡
1,1	17	4	4	9	島廣
0,6	11	4	3	4	山松
5,3	85	30	3	2	司門
1,4	23	5	9	9	本熊
	1,618	520	588	510	計

256

17

(参考) 臨時資金調整法ニ依ル申請件數(日銀本支店別)

トヲ得ルモノトス
 地方委員會ハ大体右特別委員會ニ相當スル事務ヲ處理スルモ
 ノトシ地方ニ依リ之ニ商工、大藏關係官吏ヲ參加セシムルコ
 會ニ於テ定メタル方針ニ基キ迅速ニ之ヲ處理セシムルモノト
 ス

148

(2) 被害財産、被買上財産及有價證券價格對策

(A) 被害財産及被買上財産價格對策

(イ) 空襲其ノ他戦争ニ因ル直接ノ財産上（事業設備等、擔保トシテ受ケ入レタルモノヲ含ム）ノ損害及買上會社ノ買上ニ依ル財産上ノ損害ニ付テハ一定期間内ニ之ヲ償却スルコトヲ得ルモノトシ會社經理上ノ激變ヲ緩和スルコト

(ロ) 前號ノ未償却額ハ之ヲ貸借對證表上ニ附記シ又ハ主務大臣ニ報告セシムルコト

(ハ) 未償却額ヲ存スル間ハ決算及利益金處分ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

(B) 有價證券價格對策

戦争ニ因ル直接、間接ノ有價證券ノ價格變動（急激ナル値下リ及値上リ）ハ經濟界ニ著シキ惡影響ヲ及ボスモノト認メラルルヲ以テ左ノ措置ニ依リ之ヲ防止又ハ緩和スルコト

149

(イ) 所有（擔保トシテ受ケ入レタルモノヲ含ム）有價證券ニ付急激ナル値下リアリタル場合ニ於テモ配當率ニ變化ナキトキハ直前決算期ノ記帳額迄ニ之ヲ評價スルコトヲ得ルコト

(ロ) 配當率低下シタル場合ニ於テモ直前決算期ニ於ケル配當率ヨリ百分ノ一（一年一期決算ノ會社ニ在リテハ百分ノ二）低下シタルモノト假定シタル割合ニ比例シタル額迄ニ之ヲ評價スルコトヲ得ルコト

(ハ) 主務大臣ノ指定シタル有價證券ニ付テハ前號ノ限度ヲ更ニ緩和スルコト

(ニ) 前三號ニ依ル特別評價ヲ爲ス間ハ決算及利益金處分ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

(ホ) 有價證券ノ價格變動ニ因ル利益ハ原則トシテ積立金其ノ他ノ形態ニ於テ之ヲ社内ニ保留セシメ以テ投機的利益ノ流出ニ依ル惡現象ヲ防止スルト共ニ將來ノ反動ニ備ヘシムルコト

(9) 被害復興金融對策

空襲等ニ依ル被害復興ノ爲特殊ノ金融機關ヲ設立シ復興用資材ト照應シ資

150

金ノ融通ヲ爲スコト

尙防空設備用資金ニ付テモ考慮スルコト

(4) 戦時支拂猶豫令ノ準備

豫メ之ガ準備ヲ爲シ置クコト

三、措置

(1) 金融對策ニ付テハ大藏省ト打合ヲ要スル事項多キヲ以テ之ニ付テハ至急所要ノ連絡ヲ爲スコト

(2) 法令等ノ改廢ヲ要スルモノハ至急之ガ準備ヲ爲シ然ラザルモノハ即時之ヲ實施スルコト

157

極秘

規格統一ニ關スル對策（案）

152
第一方 針

日本標準規格及臨時日本標準規格ノ實施方法ハ一般ニ極メテ微溫的ナリシモ、生産能率ノ向上、物資ノ節約、製品ノ互換性ノ確保、公定價格ノ維持等ノ見地ヨリスレバ規格統一ノ斷行ハ應急對策タルト共ニ恒久的措置トシテモ緊要ナリ仍而既ニ制定セラレタル標準規格中現下ノ物資需給狀況ニ適應セルモノハ可及的之ヲ強制實施スルト共ニ未ダ規格ノ制定ナキ主要資材及製品ニ對シテハ速ニ之ヲ制定實施スルヲ要ス

第二要 領

規格統一ノ實施ハ別表規格強制實施計畫ニ基キ之ヲ行フモ實施ニ際シテハ實情ニ應ジ左ノ如キ考慮ヲ拂フ要アリ

- 一、既定規格ニ付若干ノ改正又ハ追加ヲナスコト
- 二、強制實施ニ付猶豫期間ヲ設クルコト

現存設備ヲ修理スル場合、特殊設計ノ必要アル場合、規格品ヲ製造スル材料及工具ノ入手難ノ場合等ニ規格外品製造又ハ使用ノ例外許可ヲ與フルコト
 先ズ統制団体ニ於テ規格ヲ實施シ然ル後必要ニ應ジテ之ヲ強制スルコト

第三措置

- 一 國家總動員法第八條ニ基ク規格統制令（假稱）ノ制定、實施
- 二 工作機械製造專業法（第二十一條ノ十三）重要機械製造專業法（第三十二條）航空機製造專業法（第六條）等ノ規格強制ニ關スル規定ノ活用
- 三 各種取締規則（例）ハ電気工作物取締規則等許可標準ヘノ採用
- 四 統制団体ニ依ル規格ノ實施（例）ハ取扱品目ノ限定、規格検査ノ勵行等

153

154

(別紙)

規格強制實施計畫

礦產、鐵鋼、化學、機械、
織維、燃料、各局別

規格強制実施計畫

一 本計畫ニハ差當リ研究ヲ了シタルモノノミヲ掲ゲ之ヲ第一次計畫ト

セリ

第二次及第三次計畫ハ研究完了次第遂次追加ノ予定ナリ

ニ左記符號ヲ以テ強制實施方法ヲ表示セリ

○印 直ニ強制ヲ行フベキモノ (強制ノ實施ニ際シテハ猶豫期間ノ

設定アリ)

△印 既定規格ヲ幾分改正又ハ追加ノ上強制スベキモノ

□印 先ヅ統制團體ニ於テ實施シ然ル後必要ニ應ジ強制スベキモノ

×印 尙調査研究ヲ要スルモノ

井印 新ニ規格ヲ制定ノ上之ヲ強制スベキモノ

一、礦産局關係ノモノ

實施案	日本標準規格番號	規格名	強制ノ可否	關係各局ノ意見
○	臨時 五八	ホワイトポタル	必要ナシ	<p>日本減壓合金工業組合聯合會アリテ規格ハ 統制セラレオリ特ニ強制ノ要ヲ認メザルモ 自家製造品原料地金ニ對シテハ規格強制ノ 要アルモ早急ノ強制ハ不可能ナリ</p> <p>既ニ帝國アルミニウム統制株式會社ニ於テ 實施中ナルモ法制ヲ以テ強制シテ差支ナシ</p> <p>公定價格品ニ基ク規格外品ノ製造及販賣禁 止ノ方法ニヨル</p> <p>特殊合金ニシテ製造業者モ限定セラレ、其 ノ數量僅少ニシテ特ニ強制ノ要ナシ</p>
○	三〇七	アルミニウム	可	
○	三九三	板アルミニウム	可	
×	三三四	鑄マンガン青銅物	必要ナシ	
×	例非鐵金屬材料及 輕合金類及管 其ノ他ノ製品			

關係各局ノ意見
實施ノ方法

井

活字版地金及	鉛管鉛板	粉アルミニウム	箔アルミニウム	條アルミニウム	線アルミニウム	管アルミニウム	アルミニウム製品
可	可	可	可	可	可	可	可

公定價格品ニ基ク規格外品ノ製造及販賣禁止ノ方法ニヨル

商工省諒解ノ下ニ日本鉛管鉛板工業組合ニ於テ規格ヲ内定シ夫々之ヲ實施シツアルモノ之ガ規格ヲ制定セラレタシ硬鉛管板モル之ニ準ジ制定セラレタシ

種類ヲ統一シ特ニ活字ニ於テハ其ノ種類特ニ多キヲ以テ規格統一ニ於テハ其ノ種類特ニ他ノ用途ニ轉用ノ便アルヲ以テ規格制定セ

井

亜鉛板	電線	家庭器物	ピツチ及ピツチ コークス製品	電極	電氣用カーボン
可	可	可	可	可	可
<p>現在配給シツ、アル用途ハ乾電池、印刷、 包裝用ボイラ、保護等ナルガ之ノ用途 ノ範圍内ニ於テ規格ヲ制定單純化セラレタシ 既ニ規格品ナルモノ種類一万余種ニ 一且スルヲ以テ之ガ種類ヲ減少セラレタシ 公定價格ハ既ニ決定シタルモ更ニ規格單純 化ノ要アリ尤モ鑄型、金型ノ問題アリテ 慎重考慮ヲ要ス</p> <p>公定價格ニ基ク規格外品ノ製造及販賣禁止 ノ方法ニヨル</p> <p>本件ニ付テハ需要者ノ爐ノ大サ等ヲ考慮 ヲ要シ之ガ實施ニハ相當ノ日子ヲ要ス</p>					

三 鉄鋼局關係ノモノ

件名案	日本標準規格番號	規 格 名	強制可否	關係局意見
一 二 三	黑皮ボルト用丸鋼	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 一應統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
臨時 四〇	被覆熔接棒心線	可	但シ法的強制ヲ實施スル前 ニ一應統制團體ヲシテ實施 セシムルヲ可トス	
四二	機械構造用炭素鋼	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
一三五	雜用工具用炭素鋼	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
一一	水道用高級鑄鐵薄手管	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
二三	水道用繼目無鋼管用異形管	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
九三	快削鋼	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
一一九	熔接用形鋼	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
九八	足場釘	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	
二九	鐵釘 (船用)	可	但シ法的強制ヲ實施スル前ニ 統制團體ヲシテ實施セシムル ヲ可トス	

159

160

口								
# 一七 一	# 一七 〇	# 一六 九	# 一六 八	# 一六 七	# 一六 六	# 一六 五	# 一六 四	# 一六 二
		B						
刃物用地鐵	刃物用肌燒鋼	打刃物鋼	雑用肌燒鋼	鎖用丸鎖	線材	ガス管ノ寸法	ガス管	標準棒鋼
可	可	可	可	可	可	可	可	可
右ニ全シ			但シ法的強制ヲ實施スル前 ニ統制團體ヲシテ實施セシ ムルヲ可トス					

井

(一) 材 料

X

壓延其ノ他ノ加工鋼材及製品

例、各種延鋼材ノ單純化、電氣用、
自動車、車體用等ノ各種仕上鋼
板、各種帶鋼、軸鋼、線、軌條、
部分品、蹄、釘、鎖、鉗等

特殊鋼材
例、磁石鋼ノ寸法單純化、
鋼、硅素鋼板、硅素鋼、不足金
屬元素ヲ節約スル鋼材

可

可

実施案	日本標準規格番號	規格名	關係各局ノ意見 實施方
△	臨時 一四九	セメント	要アリ セメント工組ニ於テ製品検査ヲ實施セシムルコト尙構造用ト雜用トニ規格ヲ區別スルヲ要スベシ
五九	陶管	要ナシ 現在規格通ニ製造シツ、アリ更ニ強化ノ要ナシ	
二三八 四〇八	コンクリート骨材 標準試験節	要ナシ 用途ノ關係上單純化シ得サルモノト認ム	
臨時 五四	鮫革	要ナシ 現在規格ヲ定メ居ルヲ以テ更ニ強化ノ要ナシ	
九九	耐火煉瓦	要アリ 耐火煉瓦工聯ニ於テ製品検査ヲ行ハシム	
五六	タンニン鞣豚革	要ナシ 現在既ニ規格ヲ定メ居ルヲ以テ不要	
五七	夕ロム鞣豚革	要ナシ 同 右	

162 ✓

×								
一四八	九一	G	C	C	C	G	九二	
木材防腐劑	鐵鋼防銹用燃酸鹽皮膜検査	" フエノールレジン積層板 成型材料			" 化粧素地質	" 熔化質衛生陶器	底草用鯨ノ草	珪酸質混合セメント
要ナシ	要アリ	要アリ			要ナシ	要アリ	要ナシ	要アリ
原材料ノ關係上更ニ研究ヲ要スル點アル様認ムルガ故ナリ	機械試験所ノ検査ヲ施行スルコト	工業組合ニ検査機關ヲ設ケシム			現在規格ヲ定メ居ルヲ以テ不要	規格ノ種類ヲ減少シ急速ニ強制スルコト	現在規格ヲ定メ居ルヲ以テ不要	セメント工組ニテ検査ヲ行フコト
		日本合成樹脂工業組合ト連絡シ目下規格制定準備中ナリ			日陶聯ニ於テ共販ヲ實行シ検査ヲ行ハシム	規格ノ種類ヲ減少シ急速ニ強制スルコト	現在規格ヲ定メ居ルヲ以テ不要	セメント工組ニテ検査ヲ行フコト

井

<p>ゴム製品</p>	<p>例 ゴム管、エボナイト</p>	<p>耐火物</p>	<p>例 製鋼炉等ニ用ヒラル、煉瓦</p>	<p>建築用材料及器具 例 ガラスノ寸法、耐火木材、不燃板、建築類等</p>	<p>材料試験方法</p>	<p>木材試験方法</p>	<p>塗料</p>	<p>例 絶縁塗料等</p>	<p>染料</p>	<p>例 各種合成染料及試験方法</p>	<p>要ナシ</p>	<p>要アリ</p>	<p>要アリ</p>	<p>要アリ</p>	<p>要アリ</p>	<p>要ナシ (困難)</p>	<p>規格ノ要アルモノハ既ニ定メ居ルヲ以テ更ニ強化ノ要ナキモノト認ム</p>	<p>耐火煉瓦工聯ニ於テ検査ヲ實行セシム</p>	<p>ガラス製品ノ單純化 耐火木材工組ヲ設立シ検査ニ當ラシム 同 右 不燃板</p>	<p>個々ノ物資ノ規格ニ於テ此段ニ規定セシムトスル試験方法ヲ採用センコトヲ規定セシムルコト</p>	<p>塗料工聯ヲシテ規格ノ再検討ヲ爲サシム</p>	<p>染料ニ付テハ要ナシ性質上困難ナリ共販ノ買取ニ際シ検査ヲ爲スコトニヨリ支障ナシトシテ試験方法ハ要アリ現行染料統制會制定ノモノヲ採用スルコト</p>
-------------	--------------------	------------	-----------------------	--	---------------	---------------	-----------	----------------	-----------	----------------------	------------	------------	------------	------------	------------	---------------------	--	--------------------------	--	---	---------------------------	---

井	
<p>化學藥品</p> <p>例 ベアソール、硫酸、鹽酸、硝酸</p> <p>寫真用材料</p> <p>例 フィルム、乾板、印畫紙等</p> <p>絶縁材料</p> <p>例 天然無機セルロース質ノ縮合物、含窒素各絶縁物</p> <p>木材防腐劑及防腐處理法</p> <p>各種代用材料</p> <p>例 不足セル金屬ニ代用スベキ諸材料</p> <p>セメント製品</p> <p>例 無筋コンクリート管</p> <p>エタニットニ類スルモノ</p>	<p>要アリ</p> <p>要アリ</p> <p>要ナシ</p> <p>要アリ</p> <p>要ナシ (困難)</p> <p>要アリ</p>
<p>統制團體ニヨル實施</p> <p>性質上強制困難ナリ</p> <p>統制團體ニヨル實施</p> <p>前記参照 (臨時日本規格一四八ノ項)</p> <p>格外品ノ製造ヲ禁止シ統制團體ニ依ル検査ヲ行ハシム</p> <p>規格ノ單純化、工業組合等ニ於テ検査セシム</p>	<p>要アリ</p> <p>要アリ</p> <p>要ナシ</p> <p>要アリ</p> <p>要ナシ (困難)</p> <p>要アリ</p>

166

四機局關係ノモノ

實地検査	日本標準規格番號	規格	名稱	強制否	關係局ノ意見	實施方法
	六九	六角ナツト	(メートルねぢ)	可	強制ヲ可トスルモノニ付製造豫期間ヲ實施スル際ハ一定ノ猶豫	
	七〇	"	(ワイツトウオースねぢ)	可		
	九七	"	ボルト (メートルねぢ) 磨及仕上	可		
	九八	"	(メートルねぢ) 磨及仕上半仕上	可		
	九九	"	(ワイツトウオースねぢ) 磨及仕上	可		
	一〇〇	"	(ワイツトウオースねぢ) 黒皮及半仕上	可		
	一〇一	小ねぢ	(丸、平、半皿)	可		
	一二六	木ねぢ	(皿、丸、半丸)	可		
	一二八	スパナ	(片口、兩口、共口)	可		
	二四一	四角ボルト	(メートルねぢ)	可		

規格外ノ製造強制ハ規格決定ノ範圍内ニ止ムルコトトシテハ製造禁止ヲ行ハザルコト

規格ノ變更ヲ要スルモノ内若干ニ付目下研究中ナルヲ以テ研究完了次第之ガ變更ヲナス

二四二	四角ボルト (ウイットウオースねぢ)	可
二四三	四角ナット (メートルねぢ)	可
二四四	〃 (ウイットウオースねぢ)	可
二四五	木材用四角ボルト (ウイットウオースねぢ) 黒炭	可
二八六	止ねぢ (メートルねぢ)	可
二八七	〃 (ウイットウオースねぢ)	可
三二六	手回 タ ッ プ	可
三五六	手回ガスタップ (管用ねぢ)	可
三五九	球軸受及ころ軸受	可
三六〇	工作機械用丁溝ナット	可
三六一	工作機械用丁溝	可
三六二	〃 センタ	可
三六四	工作機械運動方向	可

168

○					
四 五 九	四 五 八	七 一 八	四 一 七	四 一 六	四 一 四
〃	推 力 球 軸 受	〃	〃	工 作 機 械 用 筋 目 及 七 子 目	丸 ダ イ ス
〃	ノ 稱 呼	油 窓	球 握 リ		
可	可	可	可	可	可

		X	△	○
一〇六	R L M 2			
一〇五	R L M 1			
一〇四	R L L 1			
一四〇	電信電話測定用真空管發振器			
一七四	平削盤精度檢查			
一七三	豎削盤精度檢查			
一五七	形削盤精度檢查			
八六	旋盤精度檢查			
八五	工作機械精度檢查(通則)			
八九	電球用ねじ形口金及受金			
臨時 一四六	點火栓			
四〇九	鋼索			
六八	自動三輪車及自動二輪車用蓄電池			
			可	可
			可	可

172

×

一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七
RLM 3	RLS 1	RLS 2	RLS 3	RLZ 2	RLZ 3	共電式局所屬磁石式單式私設電話交換機 (据置用)	共電式局所屬磁石式單式私設電話交換機 (据置用)	磁石式局所屬磁石式單式私設電話交換機 (据置用)	磁石式局所屬共電式單式私設電話交換機 (据置用)	横フライズ盤及万能フライズ盤精度検査
無線電信無線電話用受信機	"	"	"	"	"					

173

井		×		
		一 三 三	一 三 二	一 一 八
電氣計器類	電球	電池	發電機發動機及變壓器(現在ノ規格ヨリモ更ニ材料節約ヲ圖ル)	各種電線側(アルミニウム電線、鐵線)
			電球用ねぢ検査器	電氣機械及器具
			船舶補助裝置用一號無線電信送信裝置	船舶用B型一號無線電信裝置
			豎フライス盤精度検査	
			可	可
			可	可
			可	可
			可	可

井

(注) 一般機械及器具

ねじ類及ねじゲージ

辨、枠、接手類

自動車部分品

自轉車部分品

例、普通用自轉車ハ決定セル故荷物
用自轉車リアイカール
其ノ他部分品

消火栓其ノ他消火用品

以

動力傳達裝置部分品

工具類

暖房冷凍用品

例、調整辨、トラツブ等

可 可 可 可

可 可 可 可

175

井

衛生装置用品

例、建築ニ用ヒラレルモノ

一般機械部分品

X

工作機械部分品及附屬品

鑛山用機械部分品及附屬品

例、粉碎機、選鑛機、鑛車、炭車等

消防用器

各種日用品 例、事務用具、雜貨

X

ポンプ、ガス壓縮機 等ノ部分品

化學機械部分品及附屬品

紡織機械部分品及附屬品

例、スピンドル、ブライヤー、リング等

可

可 可

可

可 可 可

176

并

例、寸法、角度、測定器、 精密計測器類	光學機械類	機械試驗方法	熔接	電氣通信器	例、電熱器、電燈器具類	電氣器具	真空管	土木用器具	裁縫用器具	農業用器具	等例、刃物類、注射器、 寢臺、消毒器	醫科器械
------------------------	-------	--------	----	-------	-------------	------	-----	-------	-------	-------	-----------------------	------

可 可 可 可

179

井

冷凍機械

例、壓縮機、管及接手等

原動機及其ノ部分品

例、內燃機關、水車等及其ノ部分品

電氣計器類

178

<p>□ ○</p>	<p>實施案</p>	<p>五 織 維 局 關 係 ノ モ ノ</p>
<p>臨時 一五〇</p>	<p>日本標準 規格番號</p>	
<p>八四 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇</p> <p>印刷用紙 紙 87</p> <p>OA 06 05 04 03 02 01</p>	<p>規格名</p>	
<p>可</p>	<p>可 可</p>	<p>強制 否ノ</p>
<p>爲(織)基布ニ付テ統制團體ノ規格檢査ヲ サシムル方ニ依ルコト 爲(織)基布ニ付テ統制團體ノ規格檢査ヲ サシムル方ニ依ルコト</p>	<p>印刷用紙ノ規格(寸法)ハ現在法規ニ依 リ強制中ナルモ質ニ於テモ更ニ法規ニ依 リ規格ノ強制ヲ爲ス要アリ</p>	<p>關係各局ノ意見</p> <p>實施方法</p> <p>法規ニ依リ規格品ノ製造ヲ強制スル要アリ</p>

井

例 織

物

類

防水布、フェルト絨
絹革、アスファルト
絹布

可

防水布ノ基布ノ内、スフ織物及人絹織物
 付テハ特ニ防水布トシテノ規格ナキモ
 織物トシテノ規格ハ既ニ法規ニ依リ之ガ
 製造制限ヲ爲シ居レリ尙絹織物ニ付テハ
 自下規格研究中ニテ近々法規ニ依リ之ガ
 製造ヲ制限スル予定ナリ
 フェルト織
 目下公定價格ノ基準トシテ規格ヲ決定實
 施中ニシテ之ヲ他ノ方法ニ依ル強制ハ用
 途多岐ナルヲ以テ不可ナリ

石油鑿井用機械	コ ー ク ス	石 炭	
可	否	可	
<p>強シ現 制居在 スル發 ルモ注 モ之承 可ヲ認 ナリ規 リ格際 トシ シテ テ種 定ノ メミ 法ヲ 令限 ニ定 依承 リ認</p>	<p>ノ炭強 強制 ノ供ハ 給實 ハ施 意任 ニ困 難ナ リト 認メ テラ ル。</p>	<p>ヲ消コ 以費 テ者 規下 格密 ニ接 強ニ 制テ ノ結 要合 ザル ル。現 狀ノ ニミ 於ナ テラ ハズ 規原 格料</p>	<p>ヲ現 半行 數規 程格 度一 ニ石 簡炭 略品 化位 ス取 ル締 豫規 定則 ナリニ 依リ 指定</p>



商工省機械局

米國參戰ノ場合ニ於ケル影響及對策 (一六六 六三〇)

一、輸入機械及機械部品ノ取得不能ニ依ル影響及對策

本邦ノ輸入機械ハ現在主トシテ獨逸ニ期待セルヲ以テ重要機器ハ獨ソノ開戦ニ依リ既ニ重大ナル影響ヲ受ケツツアリ米國ノ參戰ガ新ニ機械類ノ取得ニ對シ與フル影響ハ左ノ各項ニ止ル

(一) 雲母

ブラジルハ既ニ輸出禁止ヲ行ヘルヲ以テ本邦ノ要輸入量四〇〇屯ハ印度ヨリ輸入スル外ナキ現状ナルガ印度ヨリノ輸入ガ不能トナリタル場合ニ於テハ全民需ノ約五割二分ガ供給不足トナリ電氣機械ノ製造上相當ノ支障ヲ來ス虞アリ之ガ對策トシテハ左ノ方策在リ

(1) 至急約一年分ノ見込輸入ヲ行フコト

- (四) 朝鮮雲母開發會社、川南工業會社、蒙疆雲母會社等ニ依ル鮮滿中支蒙疆ニ於ケル雲母資源ノ開發ヲ促進スルコト
- (ハ) 雲母配給統制會社ヲ設立スルコト
- (目下軍其ノ他ノ關係方面ト連絡シテ立案手續中ナリ)

(二) 水晶

軍需用トシテ約一〇〇萬圓ノ輸入ヲ行ヒ其ノ屑ヲ民需用水晶發信機ノ製造ニ使用シツツアルモ民需用水晶發信機ノ製造ハ極メテ少量ナルヲ以テ其ノ影響ハ言フニ足ラズ(註、水晶ハブラジルヨリ輸入セルモブラジルハ既ニ輸出禁止ヲナセリ)然共必要ナル場合ニ於テハ國產水晶ヲ以テ代用シ得ベシ

(三) 馬蹄釘

米國ヨリノ年間輸入額約五〇萬圓ニシテ需量ノ殆ンド全部ニ該富スルヲ以テ影響スル所甚大ナルモ左ノ對策ヲ講ズルトキハ惡

影響ヲ防止シ得ベシ

(イ) 至急約一年分ヲ見込輸入スルコト

(ロ) 馬蹄釘ノ國産化ハ優良ナル素材ノ生産ニ依存セルモ其ノ需要小一年間需要齒科用バーノ素材ヲ含メ一〇屯一ナル爲右素材ノ生産ハ採算上確立セズ仍テ生産擔當者ヲ決定シ(例へバ日本特殊鋼)場合ニ依リ必要ナル補助金ヲ交付スルコト

(四) 各種針、ミシン部品

米國ヨリノ年間輸入額三五萬圓ニシテ同級品ノ國産ヲ見ザル實情ナリ然共左ノ對策ニ依リ事態ヲ救済シ得ベシ

(イ) 各種針

針ノ專業者ハ三社ナルガ此等ノ業者ヲ國産化ノ擔當者トシテ指定シ相^互間ニ技術ノ公開等ヲ行ハシムルコト

(ロ) ミシン部品

三菱電機ヲ國産化ノ擔當者トシテ指定シ必要ナル助成監督ヲ
行フ

(五) 齒科用パー

米國ヨリノ年間輸入額約一〇萬圓ニシテ全需要ノ約八割ニ該當
ス然共左ノ對策奏效セバ其ノ惡影響ヲ防止シ得ベシ

(イ) 其ノ素材ハ馬蹄釘ト同種ナルヲ以テ馬蹄釘ノ素材ノ國産化ノ
擔當者ヲシテ右ノ國産化ヲ擔當セシムルコト

パーノ専門業者ハ四社（日本パー株式會社等）アルモ之ヲ國
産化ノ擔當者トシテ指定シ必要ナル助成監督ヲ行フコト

(ロ) 齒科用パー配給統制會社ヲ設立シ製品ノ一手買取ヲ行ハシム
ルコト（右ハ目下立案中ナリ）

185
六 自動車關係

(イ) 自動車修理用部分品

フォード、シボレー等ノ外國車ニシテ年式ノ古キモノノ修理用部
品ハ種類多ク一種類ノ數量纏ラザルト設計上ノ問題ヨリシテ國內
ニ於テ生産シ得ザルモノアリテ此等ハ從來輸入ニ俟チタルモノ
昭和十五年度輸入額一七一三千圓ニ今後輸入杜絶ノ場合ハ一部自動
車ノ運轉不能ト爲リ輸送力ヲ減殺ス 依テ九月以前ニ約一年分ノ
見込必要アリ

(ロ) ゴムタイヤ

ゴムタイヤノ不足ハ寧ろ原材料入手難ニ因ルモノナルモ自動車ノ
生産ハゴムタイヤノ如何ニヨリテ決定セラルル實情ニ在ルヲ以テ
其ノ所要資材ニ關スル事情ヲ特ニ述ベントス

(1) 生ゴム

昭和十五年度ニ於ケル使用実績ハ新車用年四〇〇〇應補修用年

三〇〇〇噸ナリ

從來 蘭印、泰、佛印ヨリ輸入シタルモ最近ニ於テ其ノ輸入量半減ス 而シテ右ニ關シテ代用品、取得先ノ轉換等ノ對策ナシ暫定的方策ニシテ古タイヤノ利用等アルモ一時的ノ便法ニ過ギズ

(2) カーボンブラツク

昭和十五年厩ニ於ケル自動車タイヤ用使用実績ハ四二〇〇屯ナルガ之ガ對策トシテハアセチレンブラツクヲ以テ代用ス而シテ之ガ爲ニハカーバイドノ増産ヲ必要トス

(3) 埃及綿

昭和十五年厩ニ於ケル自動車タイヤ用使用実績ハ一二〇〇〇〇擔ナルガ之ガ對策トシテハ支那綿、人絹等ヲ代用スル方法考究中ナリ

(七) 小型自動車及電氣自動車

187
部分品ノ輸入ニ關シテハ部分品其ノ物ノ杜絶ニヨル影響ハ僅少ニシテ唯軸受ニ於テ多少ノ影響ヲ豫想セラルルモ之ハ主トシテ量的ノ問題ナルヲ以テ國內生産力ニ餘裕アラバ問題ハ之レ亦解消スルモノト考ヘラル

尙原材料ノ關係ニ於テハ相當困難ナル問題アリ本部門ニ特有ノ問題トシテ特ニ考慮スベキ點ノミヲ述ブレバ左ノ如シ

(イ) 生ゴム

タイヤ、チューブノ關係ニ於テ必要ニシテ代用品ナシ

(ロ) 石綿、綿絲、カーボンブラツク、ギソナイト等

右ハタイヤ、チューブ、ライニング、フエーシング等ノ關係ニ於テ必要ナルモノナルモ大體ニ於テ代用品ヲ以テ或ル程度間ニ合ハセ得ルモノト考ヘルモノニシテ目下何レモ研究中ナリ

(ハ) 鉛

電氣自動直ニ於テ特ニ問題トナルモノニシテ代用品ハ目下ノトコロ絶無ナルヲ以テ致命的ナリ

189

(八) ダイヤモンド

工具用トシテノダイヤモンドハ主トシテブラジルヨリ輸入シ居リ
昭和十五年度ノ輸入額ハ七〇八八千圓（推定）ニ及ベルモ去ル六
月十六日以来ブラジルハ其ノ輸出ヲ禁止シタリ
然共之ニ先チ約一年分ノ見込輸入ヲ爲シタルヲ以テ之ヲ保有シ置
キ徐々ニ配給スルノ機譚（工業組合ヲ以テ定ス）ヲ設クル目的ヲ以
テ目下其ノ手續ヲ進メツツアリ

○

民需用資材二割減少セル場合ノ影響及對策

(一) 影響

(1) 機器供給上

(1) 一般産業ノ維持補修及國民生活ノ最低限度ノ維持ニ必要ナル機器ノ供給困難トナラン

(2) 鋼材ト其ノ他ノ資材ノ配給ノ跛行性著シクナル結果機器ノ半成品ガ増加シ特ニ生産力擴充用機器ノ供給ニ支障ヲ來スコトトナラン

(二) 機械工業維持上

(1) 府縣工聯傘下業者ニ對スル割當量「整備再編」ニ基ク割當指示量ハ半減スル結果トナリ業者ノ大部分ガ下請ニ依リ操業スル他ナキ状態トナルベシ(他ニ修理其ノ他ノ仕事少量アリ)而モ下請發註量ノ減少、下請關係ノ整備ニ伴ヒ

190

業者ノ相當數ハ事業維持困難トナラン

(2) 品種別工聯（單一組合ヲ含ム）傘下業者ニ對スル割當量（「整備要綱」ニ基ク割當指示量）ハ三割程度減少スル結果トナリ業者ノ一部ハ事業維持困難トナラン

(3) 新業種別工聯傘下業者ニ對スル割當量ガ減少スル結果業者ノ中一割程度ノモノハ時局産業機器製造業者トシテノ存續ニ困難ヲ來サン

(二) 對策

✓ (1) 「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ノ實施ノ促進ヲ圖ルコト
「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ノ實施ハ現在下請工業ノ整備ヲ中心ニ實施シツツアルモ機械工業ニ對スル資材ノ配給量ノ減少ニ對處シ全面的ニ整備ヲ進ムル要アリ
特ニ時局産業機器工業ニ於ケル生産分野ノ劃定ヲ行ヒ發註承

認書附機器ノ製作工場ヲ限定シテ生産統制ヲ徹底スル要アリ
(四) 府縣工聯傘下業者ニ對スル一般民需用資材ノ配給方法ヲ改メ
全面的ニ計畫割當ヲ實施シ以テ重點主義ニ依ル配給ヲ行フト
共ニ一般產業用機器及國民生活用機器ノ最少限度ノ供給確保
ニ努ムルコト

(1) 府縣工聯傘下業者ノ製作スベキ機器ニ付其ノ需給關係ヲ考
慮シテ中央ノ統制下ニ置クベキ機種ト地方ノ統制下ニ置ク
ベキ機種トニ區分ス

(2) 中央ノ統制下ニ置クベキ機種ノ生産統制ハ商工省ニ於テ機
器ノ需要量ヲ調査ノ上物動計畫ニ準據シテ府縣工聯ニ對シ
資材ノ割當ヲ行フ

右ノ機器ノ中一般產業維持用機器ニ付テハ其ノ發註統制ヲ
行フコトトシ各產業ノ統制團體又ハ各府縣別ニ機器發註可

192

能量ヲ割當テ割當量ノ範圍内ニ於テ發註證明書ヲ發行セシム

見込生産ヲ適當トスルモノニ付テハ生産割當ヲ行ヒ製品ノ配給統制ヲ行フ

尙右ニ該當スル機種ニシテ必要アルトキハ全國的ナル品種別組合ヲ結成セシム

(8) 地方ノ統制下ニ置クベキ機種ノ生産統制ハ地方廳ニ於テ機器ノ需要量ヲ調査ノ上商工省ヨリ指示セラレタル數量ノ範圍内ニ於テ物動ノ項目ニ準據シ資材割當計畫ヲ樹立シ商工省ノ承認ヲ得タル上府縣工聯ヲ通ジ資材ノ割當ヲ行フ
右ノ機種ノ内注文生産ヲ適當トスルモノニ付テハ府縣工聯ニ於テ個々ノ受註ヲ審査ノ上資材割當ヲ行フ
見込生産ヲ適當トスルモノニ付テハ生産割當ヲ行フ製品ノ

193

配給統制ヲ行フ

✓ (イ) 機械設備ノ徵用、強制譲渡及共同利用ノ促進ヲ行フコト
 緊急産業ニ於テ必要トスル設備機械ノ取得困難ナル場合ニ於
 テハ遊休設備、比較的不急不要ノ産業ニ於ケル設備等ニ付徵
 用又ハ強制譲渡等ノ措置ヲ講ズルト共ニ高級ナル機械ノ共同
 利用ヲ促進スル必要アリ之ガ爲工作機械等登録規則ニ依ル登
 録ヲ利用シ強制ニ必要ナル措置トシテハ總動員物資使用收用
 令、重要機械製造事業法、工作機械製造事業法等ヲ發動セン
 トス

✓ (ニ) 必要ナル機器ニ付配給統制會社ヲ設立スルコト
 例ヘバ標準モーター、ポンプ等ニ付配給統制會社ヲ設立シ其
 ノ配給統制ノ徹底ヲ圖ラントス

✓ (ホ) 在庫品ノ國家管理ヲ行フコト
 モーター、工作機械、ポンプ等ニ付商業者及製造業者ノ在庫

194

品ヲ調査シ之ヲ國策代行機關ヲシテ買上ゲシムルカ又ハ其ノ處分ニ付許可ヲ受ケシムル如クセントス

✓(ハ) 半成品ノ活用ヲ行フコト

資材配給ノ跛行ニヨリ半成品ノ状態ニ在ルモノニ付其ノ納入先ヲ檢シ緊急用途ニ振向ケシメタル上資材ノ特別配給ヲ考慮スルコト

✓(ト) 不急不要ノ機械類ヲ強制回收スルコト

企業ノ合理化、企業合同、轉廢業等ニ依リ不要ニ歸シタル機械類ヲ強制的ニ國策代行機關ニ供出セシメ緊急ナル用途ニ之ヲ配給セシム

(ニ) 銅、錫、石綿ノ供給減ハ鋼材等ノ如キ一般資材ニ比シ特ニ著シキヲ以テ電氣機械等ノ製造事業ハ其大ナル影響ヲ受クル虞アリ仍テ徹底的ニ銅ノ使用節約ヲ行フ要アリ

極秘

獨蘇開戦ノ影響及對策

商工省機械局

(一六六三〇)

一、工作機械

(一) 影響

昭和十五年七月米國ニ於テ工作機械輸出許可實施以來米國ヨリノ輸入全ク不可能トナリタルヲ以テ工作機械國産化計畫ヲ樹立シ之ガ遂行ニ努ムルト共ニ工作機械ノ輸入先ヲ全部獨逸ニ轉換シタリ斯クテ昭和十六年度ニ於ケル物動ハ未決定ナルモ民需分對獨輸入期待額ハ一千數百萬圓ニ上ル見込ナリ然ルニ獨逸ヨリノ輸入困難トナリ而モ其ノ機種ハ未ダ充分自給シ得ザルモノナルヲ以テ機械工業ノ生産擴充ニ及ボス影響尠カラズ輸入工作機械ノ約七割ハ工作機械工業用ナルヲ以テ最モ支障ヲ來スハ工作機械工業ナリ工作機械工業ハ前述ノ如ク新機種ノ國産化ニ努メツツアルガ其ノ爲ノ設備擴充ニ特殊高級工作機械ヲ必要トシ之ガ入手不可能ナリトセバ國産工作機械ヲ以テ代フルノ他ナク從ツテ既設設備ニ依ル國産化ニハ影響ナキモ新設設備ニ依ル國産

194
化ハ多少遅延スルコトヲ免レズ其ノ他輸入工作機械ノ杜絶ニ依
リ生産擴充上影響ヲ受クル主ナルモノハ軸受工業及鐵道車輛工
業ナリ而シテ電氣機械、製鐵機械、鑛山機械、化學機械、工具
等ノ製造事業ハ生産力擴充產業ナルガ之等ノ所要工作機械ハ輸
入ニ俟ツコト少キヲ以テ些シタル影響ナシト思料セラル尙工作
機械ノ輸入杜絶ハ軍關係ニ及ボス影響大ナルベキモ（昭和十五
年度全輸入額約六〇〇〇千圓）工作機械ノ國産化ガ遅延スル
トキハ其ノ影響モ倍加スルコトトナルベシ

(二) 對策

(1) 既ニ米國ヨリノ輸入不可能ナル今日對獨輸入ヲ他ニ轉換スベ
キ所ナキヲ以テ國産化計畫ヲ急速ニ遂行スルヲ要ス輸入機種
ハ主トシテ齒切機械、内面、平面、齒車其ノ他ノ特殊研磨盤、
橫中グリ盤、治具中グリ盤、平削盤等ノ特殊機種ナルガ之等
特殊機種ノ國産化ヲ一層促進スルノ要アリ工作機械國産化計
畫ハ外國ヨリノ輸入ヨリ全然脱却スルコトヲ目標トシテ樹立

シタルモノナルヲ以テ必要ヲ生ジタルモノヲ逐次追加スル以外ニ差當リ之ニ變更ヲ加フル必要ナキモノ一層之ヲ促進スベキ措置ヲ講ズルコトヲ要ス

(四) 設備工作機械ノ入手困難ニ依ル國産化ノ遲延ヲ防ギ其ノ他工作機械ニ對スル緊急需要ヲ充ス爲ニハ國內ノ設備工作機械中ヨリ必要ナルモノヲ徵用シ又ハ讓渡命令等ヲ發シテ既設工作機械ノ有效利用ヲ圖ルノ要アルベシ

(ハ) 尙國産可能ナル普通機種ニ付テモ軍需ノ増加ニ對應シ既發註ノ工作機械ノ納期ヲ短縮スル爲増産ニ付各種ノ應急的措置ヲ講ズルノ要アリ

二、軸受

(一) 影響

軸受ニ付問題トナルハ軸受、鋼球及材料（レース材及線材）ナリ

軸受ハ目下銳意自給對策ニ努メツツアルモ昭和十五年度海外依存度約三割九分（民需關係CIF七五〇〇千圓）ニシテ而モ工作機械用超精密級軸受（年所要額約一、二〇〇千圓）スフキリカルコロ軸受（民需關係年所要額約一、〇〇〇千圓）ハ全ク海外ニ依存スル状態ナリ然ルニ既ニ米製品（タイムケン及MRC）ノ輸入困難トナリタル爲之ヲ歐洲品ニ代ヘ昭和十六年度ニ於ケル輸入期待額ハ民需關係トシテSKFクレジツト分六一〇〇千圓其ノ他約四〇〇〇千圓合計約一千万圓ニ上ルガ獨蘇開戦ノ結果之ガ輸入困難トナリタリ

民需關係軸受需要ノ約二五%ハ自動車工業ニシテ自動車工業ノ需要ノ約半分ハ國産品ニ依リ残りノ半分ハ國産品ノ供給力不足

129
ナル爲輸入品ヲ以テ充テタリ次ニ工作機械工業ノ需要ハ全民
需ノ約一五%ヲ占メ、其ノ半分ハ國産品殘リノ半分ハ輸入品
ナルモ之ハ質的ニ國産不十分ナル爲輸入ニ依存スルモノナリ
其ノ他主ナル需要ハ採鑛業、金屬精鍊業、電氣機械工業各約
一〇%ナルガ金屬精鍊業ノ需要ノ約三〇%ヲ占ムルスフキリ
カルコロ軸受ハ技術的ニ製作困難ナル爲輸入スルモノナリ之
等軸受需要部門ハ過般ノ繰上輸入ニ依リ約半年分ノ在庫ヲ有
スル見込ナレド「サイズ」切ヲ生ズル虞レモアリ國産品ニ依
ル供給充分ナラザルトキハ之等ノ産業ハ操業困難トナリ其ノ
及ボス影響甚大ナリ

以上ノ数字ハ軸受部品タル鋼球ノ輸入ヲ前提トシタルモノニ
シテ鋼球ノ氏需關係所要額ハ約二五〇〇千圓國産供給力約一
〇〇〇千圓（CIF換算）差引要輸入額約一五〇〇千圓ニシ
テ之ノ中寸法的ニ生産能力不足シ居ルモノ約六〇〇千圓ニ及
ブ

200
軸受業者ノ鋼球保有量ハ「サイズ」切ヲ別トシテ約一年分ヲ有
スルモ、國産鋼球ノ供給ヲ急速ニ確保シ輸入分ヲカバースルニ
非ザレバ軸受ノ供給モ減少シ上述セル軸受輸入社絶ニ依ル影響
ハ更ニ大トナルベシ
最後ニ上述ノ軸受及鋼球ノ國産供給力ハ民需トシテ年レイス材
約五六〇〇觔、線材三〇〇觔ノ輸入ヲ前送トスルモノナリレ
ス材ハ軍民計全所要量年約三萬觔ニ對シ國産供給力約一万五千
觔、線材ハ年所要量約二千觔（現在ノ鋼球生産能力ヲ基準トス
一ナルニ日本製鐵株式會社ノ供給実績ハ昭和十六年度第一・四
半期四十觔ニシテ試作程度ナリ軸受業者ノ保有量ハレイス材昭
和十五年度末九千四百觔アリ線材ハ日本精工株式會社ハ約一年
分ヲ有スルモ天辻鋼球製作所ハ材料不足ノ爲操業短縮ノ現狀ニ
シテ之等材料ノ國産供給力ヲ急激ニ増加スルニ非ザレバ軸受輸
入社絶ノ影響ハ益々深刻トナルベシ

20
(二) 對策

米國及歐洲ヨリノ軸受輸入困難ナリトセバ他ニ輸入ノ方法ナク
軍民ノ全需要ヲ國産品ヲ以テ充足セザルヲ得ズ仍テ左ノ方策ヲ
講スルノ要アリ

(1) 一般的ニ軸受増産ニ更ニ拍車ヲ加ヘ軸受四〇〇〇〇千圓ノ増
産ヲ確保スルコト

特ニ工作機械用ノ精密軸受、製鐵用ノスフキリカルコロ軸受
ノ國産自給ヲ促進スルコト

(2) 鋼球八五〇〇千圓、レース材二〇〇〇〇噸、線材三七五〇噸
ノ増産ヲ確保スルコト

三、精密機械

(一) 影響

測定機械、顯微鏡其ノ他ノ精密機械ハ從來ヨリ獨逸ヨリノ輸入
ニ依存シタルモ其ノ輸入額八月平均三〇〇千圓程度ナリ精密機

械ノ國產供給力ハ極メテ微々タルモノニシテ之ガ輸入杜絶スル
トキハ兵器、航空機、民需トシテハ工作機械、精密機械等精密
ヲ要スル機械ノ製作上影響大ナルベシ

(二) 對策

(1) 獨逸ノ他ニハ精密機械ノ生産ナキ故他ニ輸入ヲ轉換スルノ途
ナク至急之ガ國產化ヲ圖リ自給ニ努ムルノ要アリ

(2) 國內ノ設備精密機械中ニハ充分有效ニ利用セラレ居ラザルモ
ノ相當アル見込ナルヲ以テ之ヲ徵用シ又ハ讓渡命令等ヲ發シ
テ緊急ヲ要スル需要ニ充テ又ハ近接セル工場間ニ於テハ設備
精密機械ヲ共同ニ利用シ既存ノモノヲ活用シテ緊要ナル需要
ニ應ズルノ要アリ

只工 具

(一) 影 響

工具ハ大體國產自給可能ニシテ輸入額ハ月平均二十三、四萬圓

ナリ米國ハ切削工具ノ輸出ヲ禁止シタルヲ以テ測定工具ノミヲ
ヲ輸入シツツアルモ月三、四萬圓程度ニシテ、残りノ二十萬圓
程度ヲ獨、瑞典ヨリ輸入シタリ工具ハ細モノドリル、鋸刃等ニ
付若干問題アレド大體國產自給可能ナルヲ以テ殆ド影響ナシ

(二) 對策

今後ノ需要増加ニ對應シ工具ノ生産能力ヲ擴充セザルベカラザ
ルモ之ガ爲ニハ工具鋼ノ自給ヲ促進スルノ要アリ

兵鍛造鋼板、大型シャフト類

(一) 影響

此ノ種製品ニ對スル需要ノ約七割（昭和十五年輸入額三八七五
千圓）ヲ輸入ニ俟テル現状ナルヲ以テ其ノ影響スル所甚大ナリ
即チ大型發電機ノ使用スル火力發電所（例へバ尼崎ノ關西共
同火力）ノ建設ハ著シキ遲滯ヲ示スベシ

(二) 對策

203

204

(1) 六千瓩プレス一臺ノ約六割ノ能力ヲ民需ニ充ツルコト（住友

金屬工業、日本製鋼）尙恒久的の方策トシテハ民需専用ノ六千

瓩プレスヲ一臺機板業者ヲシテ設置セシムルコト

(2) 火力發電所ハ可及的ニ小型ノ設備ヲ使用スル如ク遞信省ヲシ

テ指導セシムルコト

六 電氣機板部分品（水銀整流器部品、メーター部品等）富士電機ハ

シーメンストノ協定ニ依リ此等部分品ヲ輸入シツツアルガ今後芝

浦製作所ノ製品ヲ使用セシムルコト（昭和十五年輸入額三、三一三

千圓）

七 デイゼル用ポンプ

民需ノ二割七分ガ供給不足ヲ來スモ右ハデイゼル機器工業、日立

製作所等ニ於ケル國産化ヲ促進セシムルコトニ依リ補填スルコト

ヲ得ベシ（昭和十五年輸入額五〇〇千圓）

八 製鐵機械

205
(一) 影響

米國ヨリノ輸入困難トナリタル爲之ヲ全部獨逸ヨリノ輸入ニ轉換シ目下契約中ノモノハ輪西ノ分塊並連續鋼片壓延設備一式(完成)、中小型壓延設備一式(六三%進行)、廣畑ノ連續鋼片壓延設備一式(完成)、大中型壓延設備一式(完成)ニシテ完成シタルモノハ積出準備中ナリシ處シベリヤ鐵道ニ依ル輸送不可能トナリタリ、右ノ外今後輸入ヲ必要トスルモノニ不二越鋼材工業ノ線材壓延機一式、八幡ノ外輪、輪心壓延機其ノ他各種ノ特殊ロールアルモノ之等總テノ入手困難トナリタリ之等ノ製鐵業ニ及ボス影響大ニシテ之ヲ國産化スルモノニケ年ヲ要シ製鐵設備ノ擴充ヲ遲延セシム

(二) 對策

既ニ完成シ積出準備中ノモノハ特別ノ輸送方法ヲ講ジ輸入ニ努ムルヲ要ス若シ之ガ不可能ナルトキハ既設備ヲスケッチシ至

急國產品ヲ以テ之ニ代フルノ要アルヲ以テメーカーノ選定、資
材等ニ付研究中ナリ

六 化學機械

(一) 影響

獨逸ヨリ輸入ヲ期待シタルモノハ反應筒、瓦斯發生機等ニシテ
反應筒ハ國內生産力少キ爲人造石油、メタノール、硫安等ノ製
造業ノ擴充ヲ遲延セシムベキモ瓦斯發生機ハ國産可能ニシテ大
ナル影響ナシ然共マンネスマン式鋼管壓延機一式ノ輸入困難ト
ナリタル爲パイプ特ニ太キモノノ生産増加困難トナリ人造石油
製造業等ノ擴充ニ影響ヲ及ボスベシ

(二) 對策

至急國産ニ依ル供給ヲ圖ル要アリ瓦斯發生機ハ問題ナキモ反應
筒ハ技術的ニハ製作可能ナルモ民需ニ對スル能力ナキモノナル
ヲ以テ軍ノ能力ヲ割キテ製作スル必要アリ、鋼管壓延機ノ國産

206

267

化ト共ニ具體ヲ研究中ナリ

鑛山機械

(一) 影 響

補修用部分品ヲ年約二〇〇千圓程度輸入スルニ過ギズ殆ト影響
ナシ

極秘

緊急對策事務處理ニ關スル件

(一六八二三)

- 一、特別室立案ニ係ル各件ハ省議ヲ經テ決定セルモノナルモ之ヲ具體化シ強力ニ實施スルヲ要スルコト急ナルモノアルヲ以テ省議ニ於テ再確認スルコト
- 二、各件實施ノ事務分擔(別紙案參照)ヲ明確ニ決定スルコト、必要ニ應ジ各局間ニ於テ事務官ノ一時的融通配置ヲ行フコト
- 三、各件實施事務ノ促進及連絡調整ヲ圖ル爲左ノ措置ヲ講ズルコト
- (一) 隨時省議ヲ開キ大臣又ハ次官ニ於テ各部局長ヨリ各件實施ノ經過ヲ聽取シ之ガ促進ヲ圖ルコト
- (二) 庶務課長會議ニ於テ各件ノ立案、實施ノ促進、連絡、打合ヲ行フコト
- (三) 同一事項ニ關スル各局擔任者ノ連絡會議ヲ週一回必ズ行フコトトシ、立案及實施ニ關スル經過、方針等ノ連絡調整ヲ圖ルコト

208

（各件ニ付事項別ニ事務官又ハ技師ノ擔任者ヲ決定スルコト）
備考 特別室ハ之ヲ休止スルコト

緊急對策事務分擔案

第一 法令關係

一 調查課擔當重要物資在庫調查規則

二 總務局擔當

(一) 物資統制令案

(二) 工場專業場管理令施行規則案

(三) 土地工作物使用收用令及同施行規則中改正案

(四) 總動員物資使用收用令及同施行規則中改正案

(五) 戰時產業振興會法案

(六) 戰時設備利用財團法案

(七) 臨時資金調整法施行令中改正案

(八) 外國人財產處分令案

(九) 戰時產業表彰令案

總動員法ニ

基クモノ

三 鑛產局擔當

(一) 戰時生產財團法案

四 振興部擔當

(一) 統制會社令案

(二) 企業動員令案

(三) 商工業許可令案

五 監理局擔當

(一) 戰時保險法

(二) 重要物資管理營團法案

六 貿易局擔當

(一) 貿易緊急對策要綱

七 特許局擔當

(一) 工業所有權戰時法中改正法案

(二) 工業所有權戰時措置ニ關スル勅令案

第二 豫算關係

一 總務局擔當

- (一) 戰時産業振興會社ニ關スル經費
- (二) 戰時設備利用財團ニ關スル
- (三) 戰時産業表彰ニ關スル
- (四) 重要工場ノ國家管理ニ關スル經費（工務官制度ノ整備擴充）

二 鑛産局擔當

- (一) 重要鑛山ノ國家管理ニ關スル經費（鑛業指導官制度ノ創設）
- (二) 戰時生産財團法ノ施行ニ關スル經費

三 監理局擔當

- (一) 戰時保險法施行ニ關スル經費
- (二) 重要物資管理營團ニ關スル經費

四 前三項ノ外左記各號ノ實施ニ要スル事務費等ニ付テハ各局部課ニ於テ豫算要求書ヲ作成スルコトトシ必要アルモノハ總務局ニ於テ取纏ム

ルコト

(一) 生産對策ニ關スル事項

(高度生産統制確立、未働遊休設備ノ整理、活用及維持、技術水準ノ向上、製品ノ單純化、規格統一ノ強化、不要不急品ノ生産制限、不足物資ノ代用化及國産化、勞務對策等)

(二) 配給對策ニ關スル事項

(在庫調査、防空對策等)

(三) 消費規正對策ニ關スル事項

(重要物資ノ消費制限又ハ禁止、綜合切符制ノ實施)

(四) 資源回收對策ニ關スル事項

(重要物資特別回收)

(五) 中小商工業對策ニ關スル事項

(中小商工業ノ整備合同、對失業者對策)

(六) 其ノ他緊急對策ニ關スル事項

第三 緊急對策實施關係

前二項ニ掲ゲタルモノノ外左ニ依リ緊急對策ノ實施ヲ圖ルモノトス

件名	具體化立案擔當	調整擔當	實施擔當
一、配給機構ノ整備 二、製品ノ單純化 不急不用品ノ生産制限 綜合切符制 三、貿易緊急對策要綱 四、其ノ他ノ緊急對策	各局、部 各局、部 貿易局 各局、部、課	振興部 物價局 全上 總務局	各局、部 各局、部 全上 各局、部、課

極秘

特別室立案事項目次

(一六八二三)

一、基本計畫

- (一) 重要物資需給計畫案
- (二) 改訂生產力擴充計畫案
- (三) 緊急海上輸送量見込表

二、緊急對策

(一) 生產對策

- (1) 高度生產統制確立要綱

戰時生產財圖要綱

- (2) 企業整理統合對策要綱

- (3) 未働遊休設備ノ整理活用及維持ニ關スル對策要綱

⊕ 戰時設備利用財圖要綱

- (4) 技術水準向上對策要綱

- (5) 製品單純化對策要綱

- (6) 規格統一強化對策要綱
- (7) 不要不急品ノ生產制限要綱
- (8) 不足物資ノ代用化、國產化要綱
- (9) 企業及其ノ經營者等ニ對スル報獎制度要綱
- (10) 勞務對策要綱

(二) 配給對策

- (1) 配給機構整備要綱
統制會社及運用方針要綱
- (2) 重要物資在庫管理要綱
- ⊕ 重要物資管理營運要綱
重要物資管理營運暫定措置要綱
重要物資在庫調查要綱
- (3) 戰時ニ於ケル配給非常措置要綱
- (4) 防空對策要綱

(三) 消費規正對策

戰時消費規正ニ依ル一般民需用途別規正案

戰時消費規正ニ依ル一般民需割當ノ各産業ニ及ボス影響
綜合切符制要綱

(四) 資源回收對策

重要物資回收對策要綱

(五) 輸送對策

貨物自動車輸送統制要綱

(六) 中小商工業對策

(1) 中小企業緊急對策要綱

(2) 中小商工業許可制要綱

(3) 中小工業整理統合方針要綱

(七) 金融對策

金融緊急對策要綱

⊕ 戰時產業振興會社要綱

(四) 戰時保險對策

○ 戰時保險對策

(九) 貿易對策

貿易緊急對策要綱

(十) 特許行政對策

特許局關係戰時緊急對策要綱

三、法令

(一) 國家總動員法ニ基クモノ

物資統制令案

企業動員令案

統制會社令案

商工業許可令案

總動員物資使用收用令及全施行規則中改正案

土地工作物使用收用令及全施行規則中改正案
工場事業場管理令施行規則案

(二) 其ノ他

戰時設備利用財團法案

戰時產業振興會社法案

戰時生產財團法案

重要物資管理營團法案

戰時保險法案

臨時資金調整法施行令中改正案

戰時產業表彰令案

外國人財產處分令案

工業所有權戰時法中改正案

工業所有權ノ戰時措置ニ關スル勅令案

重要物資在庫調査規則案

(以上法令要綱別途取纏ム)

四 豫 算

(別途取繕△)

⊕ 印ハ法令及豫算ニ付臨時議會ニ提出ノコト